

No. 1

随意契約理由書

- 1 . 案件名称
北区役所広報紙「わがまち北区」(平成 28 年 5 月号～平成 29 年 4 月号) 編集デザイン
- 2 . 契約の相手方
株式会社イスト
- 3 . 随意契約理由
区役所広報紙の読者が北区に対する誇りや愛着を深めることができるよう、見やすく洗練された技術力を備えたデザイン業者を公募型企画コンペにより選定を行い、その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
- 4 . 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署
北区役所総務課政策企画担当 (電話番号 06-6313-9474)

随意契約理由書

- 1 . 案件名称
学習活動支援事業（芸術鑑賞事業）
- 2 . 契約の相手方
有限会社若駒
- 3 . 随意契約理由
事業の実施にあたっては、小学校向け演劇鑑賞会に関する専門性と幅広い知識及びノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については、価格の多寡ではなく質の高い業務の遂行を図るうえで、申出者の課題に対する専門性や技術力等を適正に審査し、事業内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により実施し、その結果、選定会議により当該事業者が選定されたため。
- 4 . 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署
北区役所地域課区民協働担当（電話番号 06-6313-9743）

随意契約理由書

1 . 案件名称

新たな地域コミュニティ支援事業

2 . 契約の相手方

社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会

3 . 随意契約理由

本事業は、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめ細かい支援が求められる。

よって、事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識およびノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、北区の課題に対する創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、平成 28 年度の事業者選定を企画競争方式（公募型プロポーザル方式）により実施し、その結果、当該事業者が選定されたため。

4 . 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 . 担当部署

北区役所地域課地域担当（電話番号 06-6313-9948）

随意契約理由書

1. 案件名称
子どもの居場所づくり支援事業
2. 契約の相手方
なごみのうつわ運営協議会
3. 随意契約理由
本事業は、不登校や引きこもりの子どもやその親の課題認識のもと、「居場所」「学習支援」「食の提供」を業務内容としており、生活支援・環境の整備をすることにより、地域福祉の推進も視野に入れた展開をめざしている。
よって、事業の実施にあたっては、高度な専門性と幅広い知識およびノウハウを持って、内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、北区の課題に対する創造性、技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）により実施し、その結果、選定委員会により上記業者の企画提案内容がより優れていると判断されたため。
4. 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署
北区役所福祉課 一般福祉・子育て支援担当（電話 06-6313-9857）

随意契約理由書

1 案件名称

住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業

2 契約相手方

社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本事業は、生活支援サービスの仕組み(まちともサービス)を拡充・継続しつつ、専門人材の配置や新たな仕組み等を構築することによって、「複雑化・多様化・深刻化」する福祉課題の解決や、今後の地域包括ケアシステムに対応する基盤づくりと地域力を醸成し、真に住民が主体となる福祉コミュニティづくりを進めていくことをめざし、平成 27 年度から実施している。

支援困難事例等を地域福祉コーディネーターや関係機関、地域住民などと協働して解決していく「つながり・支えあい・助け合う」仕組みづくりのために「きたねっと」として、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(以下「CSW」という。)を概ね中学校区に 1 人(本事業 3 人+ 福祉局事業 2 人の計 5 人)配置し、28 年度からは一層の CSW の機能の充実や課題解決のためにスーパーバイザーを 1 名配置する。

地域福祉コーディネーターを 19 地域全域に拡充することで、各地域の生活課題を早期に発見し、日常生活を通じた相談・支援が必要な住民に対し、支援の担い手となる住民が地域の切れ目のない支援体制を構築していくことにより、住民主体の福祉コミュニティづくりにつなげる。また、介護保険制度改正(総合支援事業)を見据え、生活支援サービスである「まちともサービス」を一層充実・強化していくために、引き続き、住民が担う有償ボランティア(28.2 末現在 135 人)の養成や研修を継続して実施する。

さらに 28 年度からは、新たに認知症専門相談窓口を開設し、認知症初期集中事業と連携しながら、認知症が疑われる方やその家族に対して、より地域に身近で幅広い相談支援業務を行う。

このように、本事業は、地域を基盤にした支援の取り組みであるので、地域

資源の活用・協力がなければ実現できないものであり、区全体や地域の生活・福祉課題を的確に把握し、行政と地域が連携し、地域とともに課題解決に取り組むことができる中間支援機能を有するとともに、福祉分野における専門的かつ高度な知識やノウハウが求められる。また、潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応や地域の組織化に向けた積極的な支援が必要であり、かつ業務内容も多岐にわたっている。さらに、地域ネットワークを活かした相談・支援、地域福祉活動のコーディネート、地域公共人材の育成など、幅広い福祉分野の実績も求められる。

以上のことから、本事業を実施するにあたっては、社会福祉法 109 条第 2 項で「地域福祉の推進を目的とする団体」として準行政機関に位置づけられ、北区役所と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定」を締結し、地域課題解決のために地域住民や地域団体、社会福祉関係施設などの社会資源とのネットワークを有し、これまで、その社会資源との連携・協働を行ってきた豊富な経験と実績をもつ唯一の団体である、社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協議会に業務委託することが妥当である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

北区役所福祉課 一般福祉・子育て支援担当（電話 06-6313-9857）

随意契約理由書

- 1 . 案件名称
平成 28 年度北区カーニバル事業
- 2 . 契約の相手方
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
- 3 . 随意契約理由
本事業は、区民との協働により実施することで、多様な人々が出会い豊かなコミュニケーションの輪を広げることを目的としている。
よって、事業の実施にあたっては、専門性と幅広い知識及びノウハウを持って内容を工夫・充実させ、より効果の高いものとする必要があることから、業務委託によるものとし、それに伴う契約の手法については価格の多寡ではなく、質の高い業務の遂行を図るうえで、北区の課題に対する専門性や技術力等を適正に審査し、業務内容に適した業者の選定を行う必要があることから、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により実施し、その結果、選定会議により当該事業者が選定されたため。
- 4 . 根拠法令
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 . 担当部署
北区役所地域課地域担当（電話番号 06-6313-9948）